

# 岐阜県公報

第 四 百 七 十 五 号  
令 和 六 年 三 月 十 二 日  
(火曜日)

## 目 次

岐阜県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則	(障害福祉課)	九一 <sup>ページ</sup>
告示		
不当な取引方法に該当する方法に関する告示の一部改正	(県民生活課)	九二
牛のヨ―ネ病の検査の実施	(家畜防疫対策課)	九二
死亡牛の伝達性海綿状脳症の検査の実施	(同)	九二
牛のアカバネ病の検査の実施	(同)	九三
豚熱の検査の実施	(同)	九三
アフリカ豚熱の検査の実施	(同)	九三
豚のオーエスキ―病の検査の実施	(同)	九四
蜜蜂の腐蛆病の検査の実施	(同)	九四
豚熱の予防注射の実施	(同)	九四
保安林に指定する予定である旨の通知	(森林保全課)	九五
道路の区域変更	(道路維持課)	九五
道路の供用開始	(同)	九五
保安林の指定の解除の予定	(東濃農林事務所)	九六
公 示		
県営土地改良事業計画の変更の決定	(農地整備課)	九六
土地改良区清算人の退任	(東濃農林事務所)	九六

岐 阜 県 公 報

毎 週

(火曜日)

発 行

(休日に当たる  
ときは翌日)

令 和 六 年 三 月 十 二 日

## 規 則

岐阜県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令 和 六 年 三 月 十 二 日

岐 阜 県 知 事 古 田 肇

岐阜県規則第九号

岐阜県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県身体障害者福祉法施行細則(平成五年岐阜県規則第九十号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第九条第六項」を「第九条第七項」に改める。

第七条中「第二条第一項第一号の規定による」を「第二条第二項第一号に規定する」に、「の規定による意見書」を「に規定する意見書」に改める。

別記第六号様式中

「	(「	「	「
」	」	」	」
に	を	を	を

改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県身体障害者福祉法施行細則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県身体障害者福祉法施行細則の規定にかかわらず、旧用紙に所要の調整をしたものによることができる。

告 示

岐阜県告示第百十号

不当な取引方法に該当する方法に関する告示（平成十九年岐阜県告示第二百二十六号）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から適用する。

令和六年三月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

四 1 中「割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）第四条の四第一項、」を削り、「第九条第一項」の下に「第二十四条第一項」を加え、「及び第五十八条第一項」を「第五十八条第一項及び第五十八条の十四第一項」に改める。

岐阜県告示第百十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり牛のヨ―ネ病の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

令和六年三月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 実施の目的

牛のヨ―ネ病の発生予防のため

二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲並びに実施する区域

<p>1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛（生後百八十日未満のものを除く。）</p>	<p>実施する区域 岐阜市、高山市、多治見市、瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、本巣市、海津市、養老郡、不破郡、本巣郡、加茂郡及び可児郡</p>
<p>2 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛（生後百八十日未満のものを除く。）</p>	<p>大垣市、高山市（一之宮町、久々野町及び朝日町に限る。）、関市、中津川市、美濃市、羽島市、瑞穂市、飛騨市、郡上市、下呂市、羽島郡、安八郡及び揖斐郡</p>
<p>3 その他家畜保健衛生所長が特に必要と認める牛</p>	<p>1 又は 2 を実施する区域</p>

三 実施の期日

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間において実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が指定する日

四 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定するヨ―ネ病の検査方法による。

岐阜県告示第百十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり死亡した牛の伝達性海綿状脳症の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

令和六年三月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

<p>一 実施の目的 牛海綿状脳症の発生の状況及び動向を把握するため</p> <p>二 実施する区域 県内全域</p> <p>三 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第六条第一項の規定による届出の対象となる牛の死体</p> <p>四 実施の期日 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間において実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が指定する日</p> <p>五 検査の方法 家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定する伝達性海綿状脳症の検査方法による。</p> <p>岐阜県告示第百十三号</p> <p>家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり牛のアカバネ病の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。</p> <p>令和六年三月十二日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p>	<p>一 実施の目的 牛のアカバネ病の発生予察のため</p> <p>二 実施する区域 県内全域</p> <p>三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 越夏していない牛（原則として最終の採血が終了するまでワクチン接種を行わない牛）</p> <p>四 実施の期日 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間において実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が指定する日</p>
<p>五 検査の方法 中和試験</p> <p>岐阜県告示第百十四号</p> <p>家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり豚熱の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。</p> <p>令和六年三月十二日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p>	<p>一 実施の目的 豚熱の免疫付与状況の確認のため</p> <p>二 実施する区域 県内全域</p> <p>三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 豚及びいのしし（家畜保健衛生所長が特に検査の必要がないと認めたものを除く。）</p> <p>四 実施の期日 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間において実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が指定する日</p> <p>五 検査の方法 豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（令和二年七月一日農林水産大臣公表）に定める検査方法による。</p> <p>岐阜県告示第百十五号</p> <p>家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおりアフリカ豚熱の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。</p> <p>令和六年三月十二日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p>

- アフリカ豚熱の発生予防のため
- 二 実施する区域  
県内全域
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
豚及びいのしし（家畜保健衛生所長が特に検査の必要がないと認めたものを除く。）
- 四 実施の期日  
令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間において実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が指定する日
- 五 検査の方法  
アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（令和二年七月一日農林水産大臣公表）に定める検査方法による。

岐阜県告示第百十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり豚のオーエスキー病の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

令和六年三月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 実施の目的  
豚のオーエスキー病の発生予防のため
- 二 実施する区域  
県内全域
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
繁殖豚、繁殖候補豚その他家畜保健衛生所長が必要と認める豚
- 四 実施の期日  
令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間において実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が指定する日
- 五 検査の方法  
エライザ法、ラテックス凝集反応法又は中和試験

岐阜県告示第百十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり蜜蜂の腐蛆病の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

令和六年三月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 実施の目的  
蜜蜂の腐蛆病の発生予防のため
- 二 実施する区域  
県内全域
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
蜜蜂（家畜保健衛生所長が特に検査の必要がないと認めたものを除く。）
- 四 実施の期日  
令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間において実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が指定する日
- 五 検査の方法  
肉眼的検査、脱脂乳による試験及び細菌学的検査

岐阜県告示第百十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条第一項の規定により、次のとおり豚熱の予防注射を実施するので、同条第二項において読み替えて準用する同法第五条第二項の規定により告示する。

令和六年三月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 実施の目的  
豚熱の発生予防のため
- 二 実施する区域  
県内全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚及びいのしし（高度な隔離下又は監視下にある豚及びいのししその他の予防注射を実施する必要がない豚及びいのししとして知事が認めるもの並びに知事認定獣医師又は登録飼養衛生管理者により豚熱の予防注射を実施する豚及びいのししを除く。）

四 実施の期日

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間において実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が指定する日

五 注射の方法

皮下又は筋肉内注射法

岐阜県告示第百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和六年三月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市和良町安郷野字山ノカクラ四八七の一から四八七の四まで

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和六年三月十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年三月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	河清合見線	高山市清見町江黒字小坂ノ上九〇一番七地先から同市同町同字同九〇一番三地先まで	前	六・五 一五・〇	一七五・〇	
			後	一四・〇 三・〇	一七五・〇	

岐阜県告示第百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和六年三月十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年三月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の変更又は告示の日）

一般 国道 号	百五十八	高山市丹生川町日面字トヤ五 九九番一地从先から 同市同町同字同五 九九番一地从先まで	五 五 九	令 和 六 ・ 三 ・ 三	令 和 四 ・ 四 ・ 九
---------------	------	---	-------------	---------------------------------	---------------------------------

岐阜県告示第百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

令和六年三月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
土岐市泉町定林寺字園戸九五八の六
- 二 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- 三 解除の理由  
指定理由の消滅

公 示

県営土地改良事業計画の変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、次の地区に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、当該変更後の事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和六年三月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

令和六年三月十二日発行

発行者 岐阜市藪田南二丁目一番一号  
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三 岐阜文芸社

施行に係る地区名	東白川地区	縦覧場所	東白川村役場	縦覧期間	令和六・三・一から 同六・四・一〇まで
----------	-------	------	--------	------	------------------------

土地改良区清算人の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の清算人が退任した旨の届出があったので、同法第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十八項の規定により公示する。

令和六年三月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

土地改良区	瑞浪中部	瑞浪	土岐	改良地名	退任年月日	氏名	住 所
同	同	同	同	桑原	令和六・三・三	遠山 英俊	瑞浪市土岐町 二六四〇番地
同	同	同	同	永井	同	永井 研	同 二六七九番地
同	同	同	同	桑原	同	桑原 昇	同 二五〇〇番地の六
同	同	同	同	加藤	同	加藤 満	同 二六二六番地
同	同	同	同	小木	同	小木 幸徳	同 二九三一番地
同	同	同	同	中村	同	中村 恵嗣	同 三一九二番地の三
同	同	同	同	鷗飼	同	鷗飼 健二	同 三四九六番地